

文教警察企業常任委員会資料

令和7年7月16日

教育委員会

I その他報告事項

- (1) 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起について . . . 3
- (2) 宮崎県教育委員会事務局組織改正案について . . . 5

(1) 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起について

財務福利課育英資金室

1 育英資金貸与事業

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とした奨学金事業であり、学生又は生徒自身が借受人となる。

育英資金は県と借受人が契約を結んで貸付を行う私債権となるため、県税等と異なり自力執行権がなく、強制執行等の措置をとるためには、法的手続により債務名義を取得することが必要となる。

2 事案の概要

育英資金の滞納者から時効の援用を理由とした異議申立てがあったため、訴えを提起したものの。

- 事 件 名：宮崎県育英資金貸付金返還請求事件
- 貸 付 額：630,000円（既返還額：0円）
- 貸 付 期 間：平成18年4月から平成19年12月まで（月額30,000円）
- 相 手 方：借受人及び連帯保証人2名
- 請 求 額：償還金135,000円及び延滞利息69,807円（令和7年7月末時点で全額返還があった場合）
- 訴えの提起の専決日：令和7年5月9日
- 訴状提出日：令和7年5月28日

3 返還計画

返還計画は、貸与終了後に借受人が提出する借用証書に記載されるが、今回の事案では借用証書が提出されていない。

このため、育英資金貸与条例に基づき、貸与終了後の猶予期間を経て貸与を受けた期間の4倍の期間内（1年9月×4＝7年）に均等償還すると整理し、右表のとおり平成20年度から返還を行う取扱いとしている。

条例に基づく返還計画			
返還すべき年度	要返還額（円）		
平成20年度	45,000円	消滅時効完成(495,000円) (10年を経過)	
平成21年度	90,000円		
平成22年度	90,000円		
平成23年度	90,000円		
平成24年度	90,000円		
平成25年度	90,000円		
平成26年度	90,000円		時効未完了 (返還請求額135,000円)
平成27年度	45,000円		
合 計	630,000円		

4 訴えの提起に至った経緯

- 貸与終了後に借受人が提出すべき借用証書が未提出。
- 県からの返還交渉（電話、文書、訪問）等に対し応答がなく、回収困難案件として令和元年度に債権回収を弁護士法人に委託。
- 令和6年12月に支払督促申立を行ったところ、相手方から時効の援用を理由とした異議申立てがなされた。
- 弁護士法人と協議し、平成20～25年度分については消滅時効の完成を確認、時効未完成部分について証拠書類等を整理。
- なお、平成26年度請求分の時効完成見込期日が令和7年6月上旬であったため、令和7年5月に知事専決処分とした。

5 不納欠損

時効が完成している債権（495,000円分）に関しては、今後、財務規則に基づき不納欠損として処理をし、令和7年度歳入歳出決算において議会の認定に付することとする。

6 再発防止策

- 借用証書提出後に貸付を開始するよう規則を改正
- 時効更新の効果がある法的手続の適切な実施
- 弁護士法人への委託の在り方の検討（時効管理を含む契約内容の検討）
- 奨学金管理システム改修による時効管理機能の追加の検討

(2) 宮崎県教育委員会事務局組織改正案について

教育政策課

1 組織改正の内容

人権同和・生徒指導課の課名を下記のとおり変更する。

令和6年度	現行(令和7年4月1日以降)	改正後(令和7年8月1日以降)
人権同和教育課	人権同和・生徒指導課	人権同和教育・生徒指導課

2 変更理由

人権同和教育行政を円滑に推進する観点から、より適切な名称に課名を変更する。

3 施行日

令和7年8月1日